

大阪広域地域 循環型社会形成推進地域計画

大阪市

八尾市

松原市

守口市

大阪広域環境施設組合

平成 28 年 1 月 5 日

平成 29 年 3 月 31 日 変更

平成 29 年 10 月 31 日 変更

平成 29 年 12 月 19 日 変更

平成 30 年 11 月 20 日 変更

令和元年 12 月 10 日 変更

目次

1. 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	2
(3) 基本的な方向	2
(4) 広域化について	3
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 一般廃棄物等の処理の目標	3
3. 施策の内容	5
(1) 発生抑制、再使用の推進	5
(2) 処理体制	9
(3) 処理施設等の整備	12
(4) 施設整備に係る計画支援事業	12
(5) その他の施策	12
4. 計画のフォローアップと事後評価	13
(1) 計画のフォローアップ	13
(2) 事後評価及び計画の見直し	13
添付資料	
1. 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	14
2. 様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	18
3. 様式3 大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市及び環境施設組合の循環型社会 形成推進のための施策一覧	19
4. 施設概要（エネルギー回収型廃棄物処理施設系）	22
5. 計画支援概要	23

1. 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、大阪府が平成 11 年 3 月に策定した「ごみ処理広域化計画」に基づき、府域に設けられた 6 つの広域ブロック（北大阪・大阪・東大阪・南河内・堺・泉州）のうち、大阪ブロックに位置づけられていた大阪市、八尾市、松原市の 3 市と、令和元年 10 月より加入した守口市の 4 市で構成する大阪広域地域である。

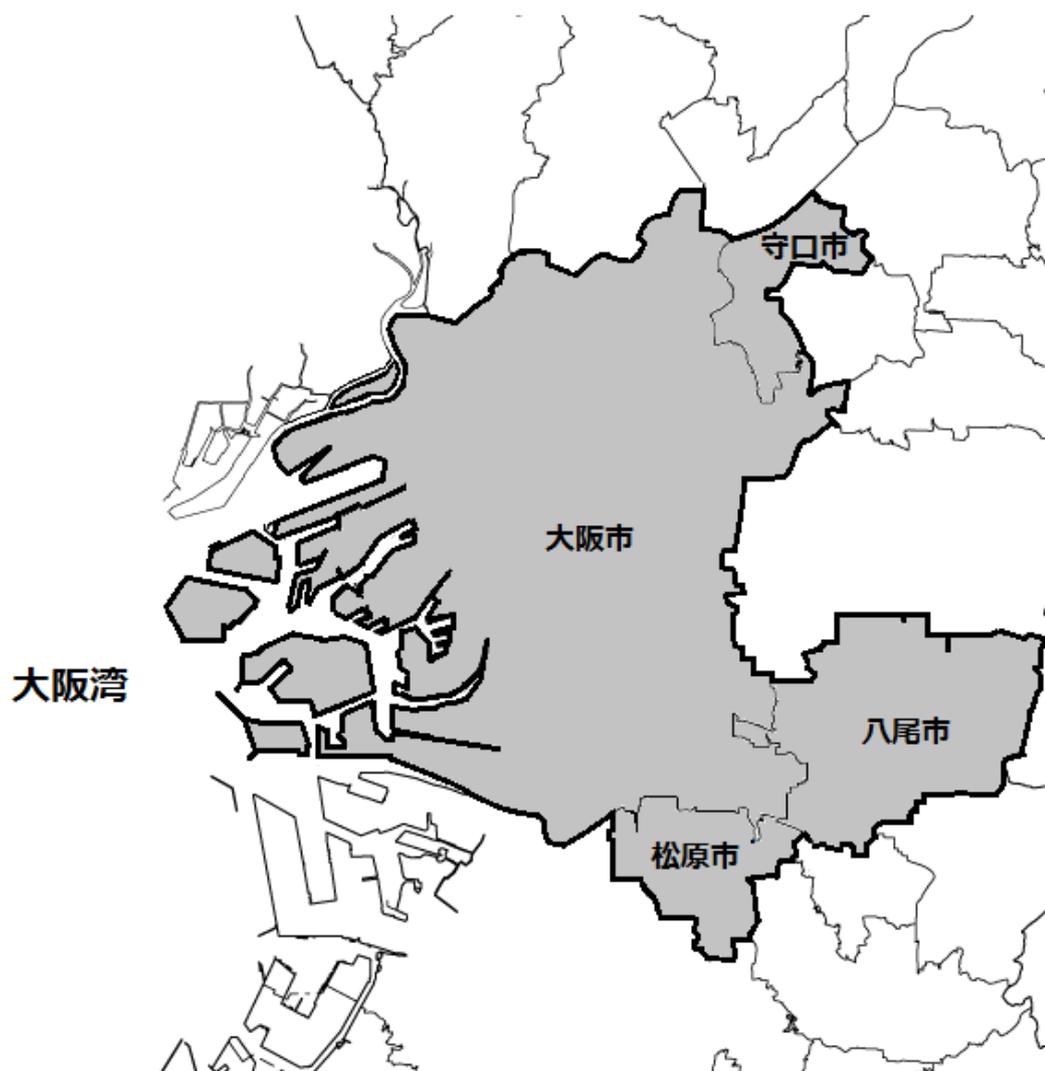
構成市町村名 : 大阪市 八尾市 松原市 守口市

面積 : 296.3 km²

人口 : 3,226,613 人 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

(内訳)

市町村名	大阪市	八尾市	松原市	守口市
面積 (km ²)	225.21	41.72	16.66	12.71
人口 (人)	2,690,214	269,068	122,482	144,849



大阪市、八尾市、松原市、守口市の位置図

(2) 計画期間

本計画は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間を計画期間とする。
なお、上記期間内に完了しない事業については、次の計画を定め引き続き行うものとする。
また、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等をふまえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

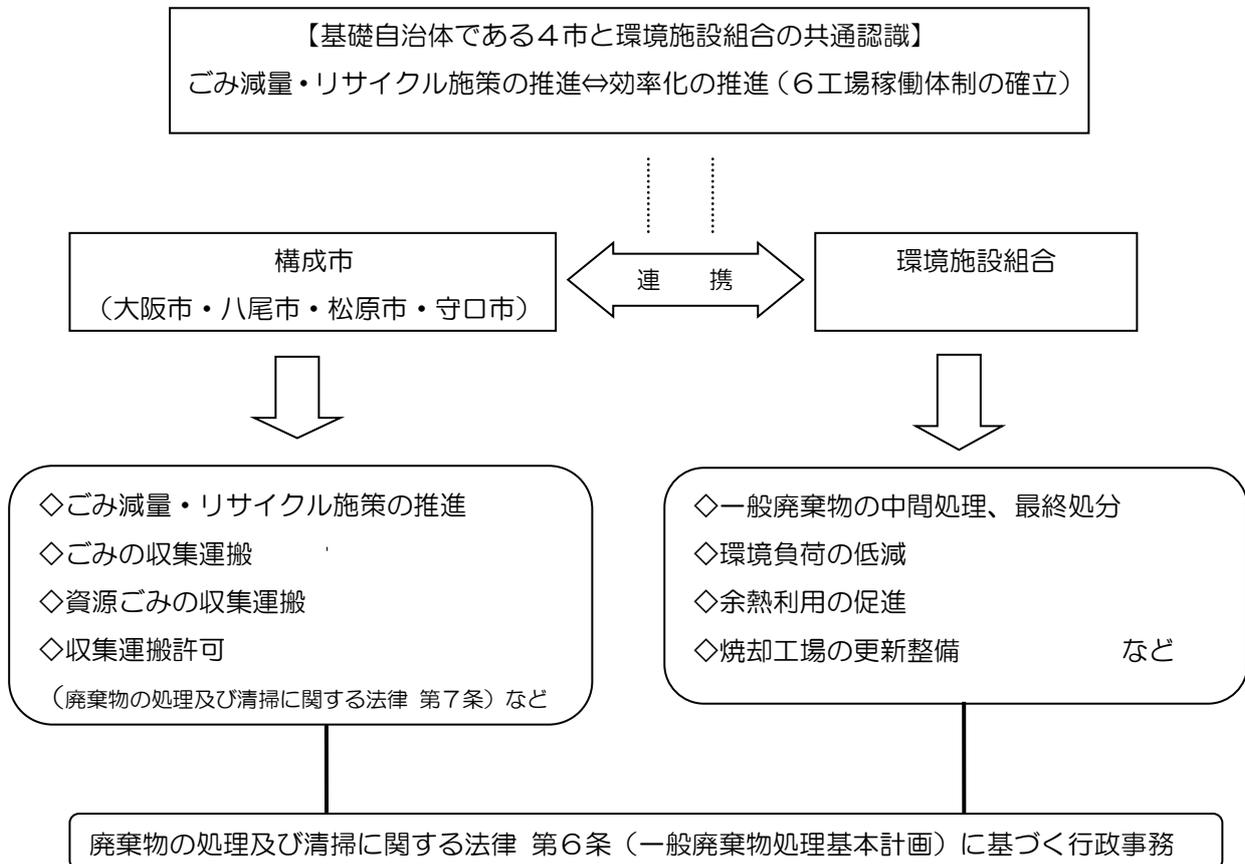
(3) 基本的な方向

大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市では、天然資源の消費が抑制され、環境への負担が出来る限り低減される「持続可能な循環型社会」の形成をめざし、4市においてごみの減量目標を定め、ごみの適正処理という観点だけでなく、廃棄物等の発生を抑制し、再使用や再生利用の取り組みを進めている。

また、ごみの焼却処理については、基礎自治体の責務であるごみ処理の責任と負担を大阪市、八尾市、松原市の3市が公平に負う長期的・安定的な処理体制を構築することをめざして、平成26年11月に一部事務組合である「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を設立し、さらに、令和元年10月1日より守口市を構成市として加えた「大阪広域環境施設組合（以下「環境施設組合」という。）」として、より一層のコスト削減を図りつつ、効率的な事業運営を行うよう努めている。

大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市及び環境施設組合においては、「持続可能な循環型社会」の形成に向け緊密に連携し、ごみ処理のあらゆる過程において、環境負荷の低減に努めつつ、各施策を推進する。

次の図は、大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市と環境施設組合のごみ処理事業の関わりを表したものである。



(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況について

大阪府では、令和元年8月に策定した「大阪府ごみ処理広域化計画」で、旧計画の広域ブロックを統合し、大阪府全域を1ブロックとして、その時々における市町村の意向を最優先に、柔軟に広域化・集約化を推進するものとされている。環境施設組合では、旧大阪ブロックであったところ、旧東大阪ブロックの守口市が令和元年10月に加入し、令和2年4月より共同処理を開始することにより、守口市クリーンセンター第4号炉焼却施設を廃止して、鶴見工場施設整備において、守口市の一般廃棄物処理するための能力を確保しながら施設の集約化を図ることで、広域化による費用削減効果や周辺地域の環境負荷低減、エネルギー利用においても効果的であると判断した。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

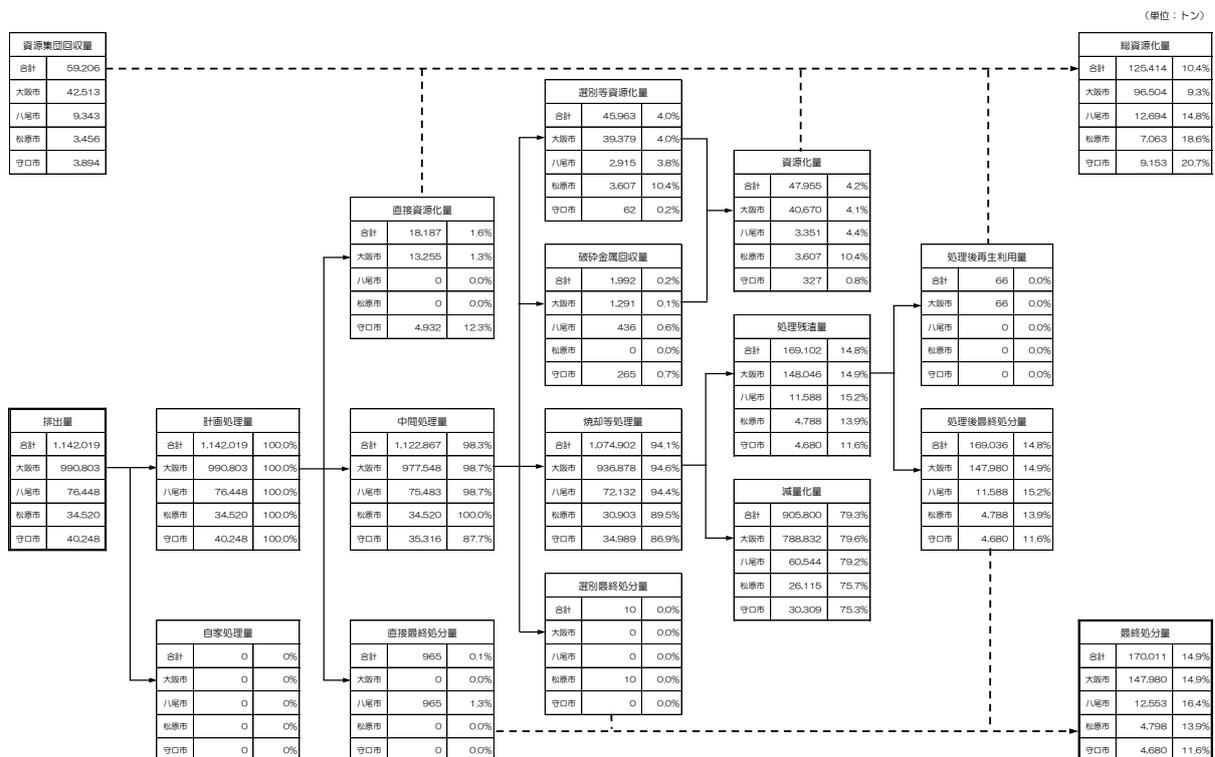
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成26年度の大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市の一般廃棄物等をまとめた排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、資源集団回収も含め1,201,225トンであり、再生利用される総資源化量は125,414トン、リサイクル率＝(総資源化量／(排出量＋資源集団回収量))は10.4%となっている。

減量化量は、905,800トンであり、排出量の79.3%が減量化されている。また、最終処分量は、170,011トンであり、排出量の14.9%が埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は1,074,902トンである。



※1 焼却等処理量は、民間施設ガス化溶融処理量(5,714トン)を含む。
 ※2 守口市の加入は令和元年10月であるが、減量目標の基準年度は他構成市と同様平成26年度とする。

図1 4市の一般廃棄物の処理状況フロー(平成26年度 実績)

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化等による循環型社会の形成をめざし、表1のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位	現状【割合】※1 平成26年度					目標【割合】※1 令和3年度				
	4市合計	大阪市	八尾市	松原市	守口市	4市合計	大阪市	八尾市	松原市	守口市
	排出量	618,712	571,919	22,076	8,607	16,110	576,313	535,336	19,206	7,518
事業系 総排出量 (トン)										
1事業所あたりの排出量 (トン/事業所)	2.9	3.0	1.8	1.8	2.4	2.7	2.8	1.6	1.5	2.1
生活系 総排出量 (トン)	523,307	418,884	54,372	25,913	24,138	478,809	389,058	44,405	21,868	23,478
1人あたりの排出量 (kg/人)	142	136	190	181	131	130	127	152	148	131
合計 事業系・家庭系総排出量合計 (トン)	1,142,019	990,803	76,448	34,520	40,248	1,055,122	924,394	63,611	29,386	37,731
再生利用量 (トン)	18,187	13,255	0	0	4,932	18,345	13,534	0	0	4,811
直接資源化量 (トン)	125,414	96,504	12,694	7,063	9,153	144,794	111,606	16,201	8,182	8,805
熱回収量 (年間の発電力量) (MWh)	449,305		443,384		5,921	419,149				
減量化量 (トン)	905,800	788,832	60,544	26,115	30,309	828,410	731,028	47,823	21,291	28,268
最終処分量 (トン)	170,011	147,980	12,553	4,798	4,680	155,825	137,136	10,369	4,030	4,290

※1 排出量は現状に対する割合、総資源化量は(排出量合計+資源集回収量)に対する割合、その他は排出量合計に対する割合

※2 (1事業所あたりの排出量)=[(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源化量)]/(事業所数)

平成24年経済センサス報告の事業所数より算出

※3 (1人あたりの排出量)=[(生活系ごみの総排出量)-(生活系ごみの資源化量)]/(人口)

※4 守口市の加入は令和元年10月であるが、減量目標の基準年度は他構成市と同様平成26年度とする。

《指標の定義》

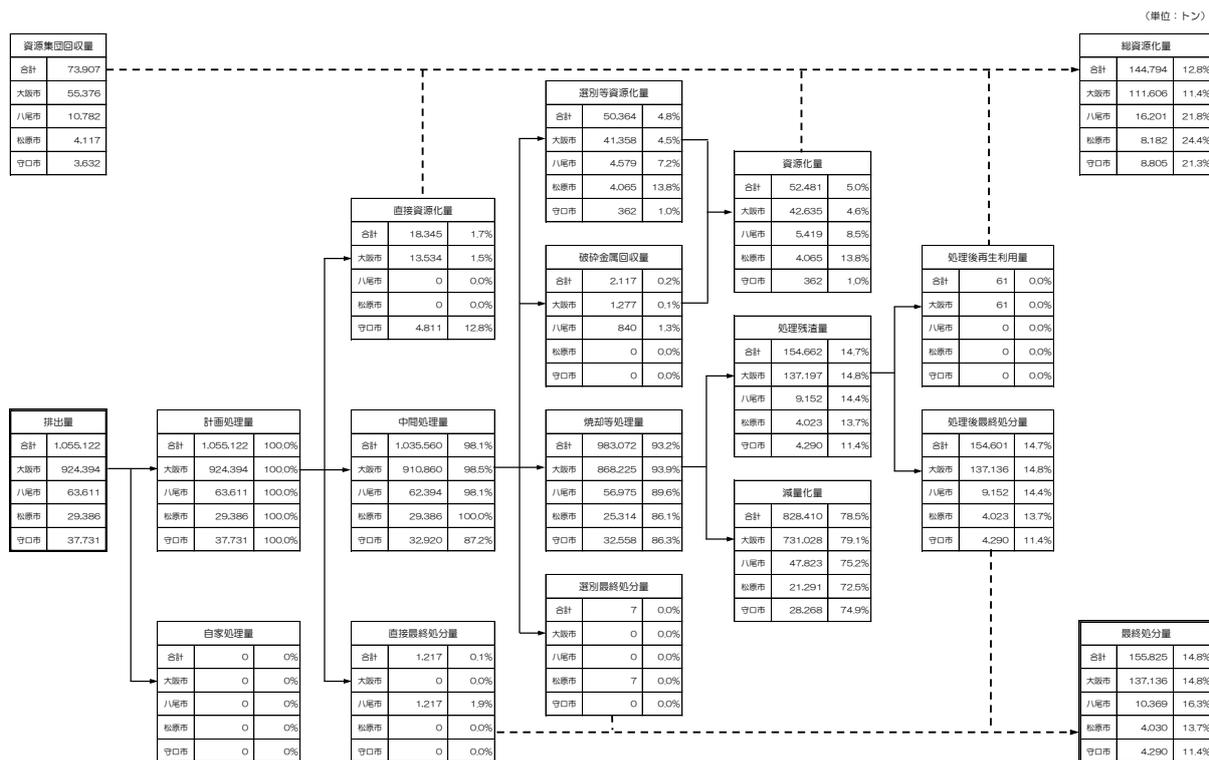
排出量 : 事業系ごみ・生活系ごみを問わず出されたごみの量(資源集回収されたごみは除く)(単位:トン)

再生利用量 : 資源集回収量、直接資源化量、中間処理後の資源化量及び処理後再生利用量の和(単位:トン)

熱回収量 : 熱回収施設において発電された年間の電力量(単位:MWh)

減量化量 : 焼却等処理量と処理残渣の差(単位:トン)

最終処分量 : 埋立処分された量(単位:トン)



※1 焼却等処理量は、民間施設ガス化溶融処理量(2,492トン)を含む。

図2 4市の目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(令和3年度 目標)

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化導入の検討(事業番号11)

大阪市では、今後のごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種施策の効果検証とともに、生活系ごみ収集の有料化やごみ処理手数料の見直し等経済的手法を用いた減量施策の導入について検討する。

八尾市では、平成25年10月1日より、粗大ごみの有料化を実施している。さらに、八尾市廃棄物減量等推進審議会より平成26年8月28日に「家庭ごみの有料制の導入について」の答申をふまえ、現行の指定袋制度の見直しなどを行ったうえで、その効果を見極め、減量施策を推進していく必要がある。

松原市では、平成22年10月1日より、事業系の一般廃棄物について有料指定袋制を導入している。今後は生活系のごみについても、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進及び排出量に応じた負担の公平化を進めるため、松原市廃棄物減量等推進審議会に別途諮った上、有料化の導入について検討する。

守口市では、生活系ごみの発生抑制とごみ処理費用負担の公平化を目的に、平成19年12月1日より、粗大ごみの有料化を実施している。

イ 環境教育の推進(事業番号12)

大阪市では、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が学ぶことができる地域における環境学習を推進するため、市職員や専門知識のある講師による学習会の開催など「ごみ・環境問題」についての意識啓発に努める。また、小中一貫した内容の副読本「おおさか環

境科」を作成し、小・中学校の授業の中で活用するとともに、市職員が出前授業を実施するなど、学校等における環境教育への取り組みを支援する。

八尾市では、学校や地域、リサイクルセンター・学習プラザ「めぐる」を拠点として環境学習・教育を推進する。また、各地域でのイベントにおいてキャラクターの活用等による3Rの啓発を推進する。

松原市では、学校や地域での環境教育、環境学習を推進するため、学校では副読本「くらしとごみ」を使用した環境学習を実施するとともに、地域でのごみ減量に関する意識啓発のため出前講座を行い、ごみ減量に関する意識啓発を推進する。また、廃棄物処理施設（廃プラスチック処理施設）の見学等も行い、ごみの減量に関する意識啓発を行う。ごみ収集時には、ごみの分別指導を推進する。

守口市では、環境学習の一環として、学校教育においてごみの減量・リサイクルについて学習する機会を取り入れ、子どもたちからごみや分別・リサイクルについての正しい知識を身につけることを目指し、教育委員会と連携した小・中学校などに対する出前講座、施設見学会など啓発活動の充実を図る。

ウ 普及啓発の推進（事業番号13）

大阪市では、地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリーダーの役割を担う「大阪市廃棄物減量等推進員（ごみゼロリーダー）」や地域と連携することで、高齢者にもわかりやすい普及啓発の充実・強化に取り組むほか、環境事業センターの取り組みとして、区役所等の公共施設内に「ごみ減量・3R 啓発相談コーナー」を設け、パネル展示やごみに関する相談、マタニティウェア・ベビー服・子ども服の展示・提供を行う。

また、ごみ減量について考え、実践につなげるための講演会・セミナーやリサイクル教室等を開催するほか、区民まつり等各種イベントの場を通じて、広く市民・事業者にごみ減量とリサイクルへの理解と協力を求める普及啓発を実施する。

八尾市では、町会やごみ減量推進員を通じて、水切り運動や家庭ごみの分別の徹底によるごみの減量・再資源化や違法廃品回収業者の利用をしないことなどに対する啓発を実施する。

松原市では、ごみの減量・資源化等の施策について、行政と地域のパイプ役となる廃棄物減量推進員制度を設け、市民を対象とした、ごみの減量・再利用・分別及び適正な排出等の講習会等を実施する。

守口市では、分別方法等の広報誌及びホームページへの掲載やごみカレンダーの作成を行うとともに、ごみの分別やごみ出しの日程をお知らせする携帯アプリを活用し、市民の方により分かりやすい形で分別排出に係る情報を提供する。また、家庭や事業所で実施することができる減量化方法についても、広報誌等を活用し、情報提供する。

また、「ごみの排出手引き（保存版）」及び「事業所ごみ減量の手引き」の配布、広報誌による啓発、出前講座などによる分別区分・方法の周知徹底・指導を行う。

エ 生ごみ減量の推進（事業番号14）

大阪市では、家庭から排出される生ごみの減量のため、手つかず食品や食べ残しといったいわゆる「食品ロス」を削減するとともに、生ごみ排出時の水切りを徹底することにより、生ごみの発生・排出抑制の取り組みを進めるため、生ごみの「3切り」（食材の「使い切り」料理の「食べ切り」排出時の「水切り」）運動を推進する。

また、事業所から排出される生ごみの減量のため、生ごみの組成割合の多い業種など、食品廃棄物を多量に排出する事業者に対し、個別の啓発・指導を実施することにより生ごみの発生抑制とリサイクルルートへの誘導に努めるほか、食品関連事業者など業界団体等に対して、食品ロスの削減など生ごみの発生抑制に向けた働きかけを行う。

八尾市では、生ごみの減量推進のため、電動生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器（コンポスト）購入にかかる助成を行うとともに、生ごみ堆肥化ぼかし容器の貸与を実施する。

松原市では、生活系の生ごみの減量化を推進するため、電動生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の購入にかかる費用の助成金制度を実施する。

守口市では、生ごみの減量推進のため、家庭や事業所において水切りネット等の活用を推進し、生ごみ等の水切りを周知する。また、広報誌や市ホームページを通して食品ロスの削減について啓発・周知を行う。

オ 市民・事業者・行政の連携による取組の推進（事業番号15）

大阪市では、「大阪市におけるレジ袋削減に関する協定」を事業者・市民団体と締結するとともに、協定締結事業者・市民団体とともにマイバッグ持参を呼び掛ける啓発イベントを実施する。また、持参したマイボトルに飲料を提供するサービスを行っている店舗等の情報をホームページ上で検索・表示できる地図の作成・活用など、事業者と連携したマイボトル持参運動の展開について検討する。

守口市では、レジ袋削減に向けた取組みを実施するよう販売店に働きかけていくとともに、市民団体と連携して、市民に対し、レジ袋削減の必要性やマイバッグの持参などを呼びかける。また、販売店に対し、過剰包装の自粛を呼びかけるとともに、市民に対しては、簡易包装の選択を呼びかけ、包装材の減量化に努める。

カ 再使用の推進（事業番号16）

大阪市では、ごみゼロリーダーと連携したガレージセール開催や、環境事業センターによるマタニティウェア等の回収及び展示・提供により、市民のリユース行動を促進する。

八尾市では、リユースを促進する取り組みとして、家庭で使わなくなったものを必要としている方につなぐ「ゆずります／ゆずってください」コーナーをリサイクルセンター・学習プラザ「めぐる」において開設し、再使用を促進する。

松原市では、家庭で不要となった物品の有効活用を図るため、市役所ロビーに「不用品情報板」を設置し、再使用を促進する。

守口市では、市民に対し、使い捨て製品の使用を抑制し詰替え製品を積極的に購入する等、ごみになるものを受け取らない生活、物を大切にする生活を心掛けるよう呼びかける。

キ 生活系ごみ減量の推進（事業番号17）

大阪市では、市民の自主的なリサイクルの取り組みである資源集団回収活動の活性化を図るため、古紙回収量に応じた奨励金等により活動の支援を行うとともに、地域活動協議会等の地域コミュニティが主体となって実施するコミュニティ回収の拡大により、資源集団回収活動のより一層の活性化を図り、古紙等のリサイクルをさらに推進する。

令和元年に他の自治体に先駆けて構築した新たなペットボトル回収・リサイクルシステムに取り組むことにより、現在、資源ごみとして行政回収している家庭から排出されるペットボトルを地域活動協議会等の地域コミュニティと参画事業者が連携協働して回収することで、プラスチックの資源循環をより一層推進する。

また、分別排出ルールを守っていないごみ袋は収集せず、残置した上で適正な分別排出を求める啓発・指導を行うことにより分別排出の徹底を図るとともに、乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジ・使用済小型家電について、拠点での回収を実施する。

八尾市では、ごみの発生抑制、再利用及び資源の再生利用を図るため、有価物の集団回収による資源化可能な紙類等の再資源化を推進する。また、指定袋等の分別収集によるごみの減量化・再資源化を推進する。

松原市では、資源ごみの分別収集を実施し減量に取り組んでいる。また、再生資源（新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・古布）の集団回収活動を促進するとともに、ごみ問題の意識向上を図るため、再生資源集団回収報奨金制度を継続していく。

守口市では、ごみの分別の徹底や、再資源化できる有価物の集団回収（交付対象は新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・その他紙などの古紙、古布、アルミ缶、スチール缶）の促進により、さらなる減量化・再資源化を進める。

ク 事業系ごみ減量の推進（事業番号18）

大阪市では、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建築物（特定建築物）の所有者や管理者に対し「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の提出を義務付けるとともに、立入検査の実施や講習会の開催等を行う。

また、排出事業者に求めている一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分・適正処理を徹底するため、環境施設組合が実施する焼却工場における搬入物検査において、搬入不適物が発見された場合、収集業者に排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じて排出した事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行うとともに、資源化可能物については、リサイクルルートへの誘導に努める。

八尾市では、事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）の減量に向けて、展開検査による事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）の減量と適正処理を推進する。また、搬入不適物が発見された場合、収集業者に排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じて排出した事業者に対しても個別に適正処理方法の啓発と指導を実施する。

松原市では、事業系ごみの減量推進を図るため、多量排出事業者への指導として、廃棄物管理責任者の選任と、事業系一般廃棄物の種類・量を把握し、一般廃棄物減量計画届出書の提出を求めている。また、多量排出事業者への訪問を実施し、資源化可能物を一般廃棄物として排出している場合には、リサイクルルートへの誘導等を行う。

守口市では、事業系ごみの適正処理、減量化を推進するため、事業者に向けて作成した啓発冊子「事業所ごみ減量の手引き」を活用し、多量排出事業者を中心に訪問指導を行い、廃棄物の排出抑制や適正処理の啓発に努める。

ケ 焼却工場搬入ごみの適正化（事業番号19）

環境施設組合では、処理施設への搬入不適物の排除や構成市が排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分と、産業廃棄物の適正処理ルートでの処理を求めていることから、搬入物検査を実施する。

また、大阪市域から排出されるごみについては、紙類の資源化を促進する観点から、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止するなど、構成市と協調して搬入ごみの適正化に努める。

守口市では、適正な中間処理施設の稼働やごみの分別に対する意識を向上させることを目的に定期的に搬入するごみ収集車両の展開検査を実施する。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市における分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

生活系ごみについては、3.(1)に記載した生活系ごみ減量施策により減量化を進める。

環境施設組合の7工場でごみの焼却処理を行っていたが、住之江工場を平成28年3月末に休止し更新事業に着手するため、平成28年度から6工場稼働体制となった。

今後も、安定的なごみの焼却処理体制を堅持するため、老朽化した焼却工場を計画的に更新していく。

なお、住之江工場更新事業については、平成28～令和2年度に計画支援事業、平成30～令和4年度に施設整備事業を行う計画であり、鶴見工場更新事業については、令和2～4年度に計画支援事業、令和5～10年度に施設整備事業を行う計画である。

大阪市では、普通ごみ、粗大ごみ、資源ごみ(缶・びん・ペットボトル・金属製生活用品)、容器包装プラスチック、古紙・衣類に分別して収集するほか、乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジ・マタニティウェア等・使用済小型家電の拠点回収を実施している。可燃性ごみは、環境施設組合の焼却工場において全量焼却し、粗大ごみ等は環境施設組合の舞洲破碎処理施設で破碎処理している。資源ごみ、容器包装プラスチック、拠点回収の乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジについては、民間処理施設で資源化を行っており、古紙・衣類、拠点回収のマタニティウェア等・使用済小型家電については、売却している。なお、環境施設組合住之江工場に併設している、住之江容器包装プラスチック中継施設については、住之江工場更新のため平成30年4月より休止している。大阪市では、今後も現在の処理体制を維持する計画であるが、生活系ごみ収集輸送業務について、ごみの適正処理の確保を前提としつつ、一層のコスト削減と効率化をめざし、民間委託化の拡大の取組を進める。

八尾市では、可燃(燃やす)ごみ、粗大ごみ、複雑ごみ、埋立ごみ、資源物(ビン・缶)、容器包装プラスチック、ペットボトル、危険物(簡易ガスボンベ・スプレー缶)の8種に分別して収集するほか、指定袋制を全市で実施している。可燃(燃やす)ごみは、環境施設組合の焼却工場で焼却処理を行っている。埋立ごみについては、八尾市一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行っている。粗大ごみ、複雑ごみ、危険物(簡易ガスボンベ・スプレー缶)については、八尾市立リサイクルセンターにて選別・破碎を行っている。資源物(ビン・缶)、容器包装プラスチック、ペットボトルについては、八尾市立リサイクルセンターで資源化を行っている。八尾市では、今後も現在の処理体制を維持する計画である。

松原市では、可燃ごみ、不燃物・粗大ごみ(選別不燃分を含む)、缶、ビン、ペットボトル、古紙類、プラスチック製容器包装、古布、乾電池、廃家電に分別して収集している。可燃ごみについては、環境施設組合の焼却工場で焼却処理を行っている。不燃物・粗大ごみ(選別不燃分含む)、乾電池については、分別(資源化)センターで資源化を行っている。また、缶、ビン、ペットボトル、古紙類、古布、プラスチック製容器包装、廃家電については、民間処理施設で資源化を行っている。松原市廃プラスチック処理施設については、外部委託に伴い平成31年3月末をもって廃止した。松原市では、今後も現在の処理体制を維持する計画である。

守口市では、可燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装、古紙・古布、びん・ガラス、空き缶、ペットボトルに分別し各戸収集するほか、使用済小型家電、蛍光灯、乾電池の拠点回収を市役所、守口市クリーンセンター及び各地域のコミュニティセンターにおいて行っている。可燃ごみについては、守口市クリーンセンター第4号炉焼却施設で焼却処理を行っているが、同焼却施設については、令和元年度末で廃止し、令和2年4月1日より環境施設組合の焼却工場において焼却処理を行う予定である。

また、プラスチック製容器包装、古紙・古布、びん・ガラス、空き缶、ペットボトル、使用済小型家電、蛍光灯、乾電池は、民間処理施設で資源化を行っている。粗大ごみについては、平成31年2月以降、民間処理施設で処理を行っており、守口市クリーンセンター粗大ごみ処理施設及び資源化施設については、老朽化のため、平成31年3月末で廃止した。今後とも資源ごみ等の分別を徹底することにより、資源化の向上及び最終処分量の削減を図るとともに、品目及び拠点回収場所の拡充についても検討を行う。

守口市では、今後も現在の処理体制を維持する計画であるが、生活ごみの収集について計画的に民間委託を進めており、令和2年度には完全委託化する予定である。

環境施設組合と各構成市は、構成市が独自に取り組んでいる先進的な取り組みや、市民に対する普及啓発事業についても連携、協調していく。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系廃棄物については、排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分と、産業廃棄物の適正処理ルートでの処理を求めており、今後とも、3.(1)に記載した事業系ごみ減量施策により減量化を進める。

環境施設組合の7工場でごみの焼却処理を行っていたが、住之江工場を平成28年3月末に休止し更新事業に着手するため、平成28年度からは6工場稼働体制となった。

今後も、安定的なごみ処理体制を堅持するため、老朽化した焼却工場を計画的に更新していく。

なお、住之江工場更新事業については、平成28～令和2年度に計画支援事業、平成30～令和4年度に施設整備事業を行う計画であり、鶴見工場更新事業については、令和2～4年度に計画支援事業、令和5～10年度に施設整備事業を行う計画である。

大阪市、八尾市、松原市、守口市では、事業系一般廃棄物についても、生活系ごみと同様の処理を行っており、今後も現在の処理体制を維持する計画である。

環境施設組合と各構成市は、不適正搬入の防止ならびに構成市が独自に取り組んでいる先進的な取り組みについても連携、協調していく。

ウ 今後の処理体制の要点

- 大阪広域地域では、環境施設組合の7工場及び守口市クリーンセンターでごみの処理を行っていたが、家庭系及び事業系ごみの減量化を進め、平成28年度より環境施設組合の6工場稼働体制及び守口市クリーンセンターでごみの焼却処理を行い、令和2年度より環境施設組合の6工場によりごみの焼却処理を行うとともに、老朽化した焼却工場を計画的に更新していく。最初に住之江工場の更新を行い、次に鶴見工場の更新を行う。
- 大阪市、八尾市、松原市、守口市では、生活系ごみ及び事業系ごみの処理体制は、現状の処理体制を維持し、今後ともごみの減量化に努める。

(3) 処理施設等の整備

住之江工場更新事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備）（事業番号1）

環境施設組合の「ごみ焼却工場の整備・配置計画」は、平成25年3月に3市で基本合意のうえ、平成25年10月に開催された「(仮称)大阪市・八尾市・松原市環境施設組合設立準備委員会」において、大阪市が策定した「ごみ焼却工場の整備・配置計画」を引き継ぐこととしている。

環境施設組合では、同計画に基づき、老朽化している住之江工場を平成28年3月末に更新のため休止し、住之江工場更新事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備）を行う。

鶴見工場更新事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備）

環境施設組合では、老朽化している鶴見工場の施設整備について、守口市の加入・共同処理に伴い、守口市の一般廃棄物を処理するために能力を確保する必要が生じたことから、鶴見工場の更新計画をプラント更新から建替えに変更して、令和5年3月末に更新のため休止し、鶴見工場更新事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備）を行う予定である。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力（規模）	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設	住之江工場更新事業	400ト/日	大阪市住之江区北加賀屋4-1-26	H30～(R4)
※	エネルギー回収型廃棄物処理施設	鶴見工場更新事業	570ト/日	大阪市鶴見区焼野2-11-5	(R5～R10)

住之江工場更新事業については、平成30～令和4年度工事実施予定。令和4年度完成予定。

※鶴見工場更新事業については、令和5～10年度工事実施予定。令和10年度完成予定。（次期地域計画以降）

今期地域計画において計画支援事業のみが開始するため記載した。

(4) 施設整備に係る計画支援事業

住之江工場更新事業及び鶴見工場更新事業に先立ち、以下の計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	住之江工場更新事業（事業番号1）に係る建築基本計画策定事業	建築基本計画策定業務	H28
32	住之江工場更新事業（事業番号1）に係る事業者選定アドバイザー事業	事業者選定支援業務	H28～H30
33	住之江工場更新事業（事業番号1）に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査業務	H28～H29
34	住之江工場更新事業（事業番号1）に係るDXN類等測定事業	解体工事前に行うDXN類等測定業務	H28～H29
35	住之江工場更新事業（事業番号1）に係る土壌汚染状況調査事業	土壌汚染状況調査業務	R2
36	鶴見工場更新事業に係る施設整備建築基本計画策定事業	施設整備建築基本計画策定業務	R2
37	鶴見工場更新事業に係るPFI導入可能性調査事業	PFI導入可能性調査業務	R2
38	鶴見工場更新事業に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査業務	R2～(R3)

※ 鶴見工場更新事業については、令和5～10年度工事実施予定。（次期地域計画以降）

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 災害時のごみ処理対策（事業番号41）

地震や風水害等自然災害の発生により、一時的に大量に発生したごみの処理については「大阪市地域防災計画」「八尾市地域防災計画」「松原市地域防災計画」「守口市地域防災計画」に基づき、事前の体制整備等を中心に、対応策等について検討するとともに、「災害廃棄物処理計画」の策定を進める。

大阪市では、平成29年3月に「大阪市災害廃棄物処理基本計画[第1版]」を策定した。

八尾市では、令和2年3月を目途に「八尾市災害廃棄物処理計画」を策定中である。

松原市では、令和2年3月を目途に「松原市災害廃棄物処理計画」を策定中である。

守口市では、平成30年3月に「守口市災害廃棄物処理計画」を策定した。

イ 廃家電・使用済小型家電のリサイクルに関する普及啓発（事業番号42）

大阪市では、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法が定める廃家電・使用済小型家電について、適切な回収、再商品化がなされるよう、市民に対し、啓発を行うとともにリサイクルルートへの適切な誘導を行う。

八尾市では、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく適正な処分を行い、市民への処分方法については、市ホームページや「ごみの分け方・出し方ハンドブック」等を活用し、広く周知を行う。

松原市では、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく適正な処分及び、市民に対して処分方法について周知を徹底する。

守口市では、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法対象品目の適切な処分方法について、「ごみの排出手引き（保存版）」や市ホームページなどに掲載し、周知を徹底する。

ウ 不法投棄防止対策（事業番号43）

大阪市では、不法投棄防止看板の設置、市民への協力依頼等、不法投棄されにくい環境づくりに努めるとともに、土地管理者の管理義務を履行するよう指導することにより、不法投棄防止を図る。

八尾市では、監視カメラや啓発看板の設置、パトロールの実施により、不法投棄の抑制に努める。

松原市では、監視カメラの設置や見回りパトロールを実施し不法投棄の抑制に努める。

守口市では、地域の町内会などと一体となった啓発活動により、看板等の設置に努める。また、警察との連携を図り、不法投棄の防止に取り組む。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市と環境施設組合は、計画の進捗状況について把握し、必要に応じて、国及び大阪府と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成28年度)

1. 地域の概要

(1) 地域名	大阪広域地域		(2) 地域内人口	3,226,613 人 (H27.4.1現在)	(3) 地域面積	296.30 ㎥
(4) 構成市町村名等	大阪市 八尾市 松原市 守口市 大阪広域環状施設組合	(5) 地域の要件*	面積	沖繩 離島 奄美 豪雪 山村	半島	過疎 その他
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 大阪市 八尾市 松原市 守口市 設立(予定) 年月日： 平成 26 年 11 月 25 日 設立 、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し：					

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状【割合】※1							目標【割合】※1
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	令和3年度	
事業系 総排出量 (トン)	758,794	759,613	737,247	675,666	618,712	576,313	H26比【 -6.9%】	
1 事業所あたりの排出量 (トン/事業所)	3.2	3.2	3.5	3.2	2.9	2.7	H26比【 -6.9%】	
生活系 総排出量 (トン)	589,043	586,693	579,797	551,263	523,307	478,809	H26比【 -8.5%】	
1人あたりの排出量 (kg/人)	167	167	165	152	142	130	H26比【 -8.5%】	
合計 事業系・家庭系総排出量合計 (トン)	1,347,837	1,346,306	1,317,044	1,226,929	1,142,019	1,055,122	H26比【 -7.6%】	
再生利用率	5,770【 0.4%】	5,577【 0.4%】	5,663【 0.4%】	14,492【 1.2%】	18,187【 1.6%】	18,345	【 1.7%】	
熱回収量	109,510【 7.8%】	108,806【 7.8%】	107,739【 7.8%】	121,291【 9.4%】	125,414【 10.4%】	144,794	【 12.8%】	
中間処理による減量化	453,297	477,189	488,437	487,380	449,305	419,149		
最終処分量	1,059,330【 78.5%】	1,061,499【 78.8%】	1,046,447【 79.5%】	968,913【 79.0%】	905,800【 79.3%】	828,410	【 78.5%】	
埋立最終処分量	236,394【 17.5%】	233,448【 17.3%】	219,784【 16.7%】	195,221【 15.9%】	170,011【 14.9%】	155,825	【 14.8%】	

※1 排出量は現状に対する割合、総資源化量は(排出量合計+資源集回収量)に対する割合、その他は排出量合計に対する割合

※2 (1 事業所あたりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源化量) } / (事業所数)

平成21年及び平成24年経済センサス報告の事業所数より算出

※3 (1人あたりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源化量) } / (人口)

※4 守口市の加入は令和元年10月であるが、減量目標の基準年度は他構城市と同様平成26年度とする。

《指標の定義》

排出量： 事業系ごみ・生活系ごみを問わず出されたごみの量(資源集回収されたごみは除く)

再生利用率： 資源集回収量、直接資源化量、中間処理後の資源化量及び処理後再生利用量の和

熱回収量： 熱回収施設において発電された年間の電力量

減量化量： 焼却等処理量と処理残渣の差

最終処分量： 埋立処分された量

※指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した(16頁 図3)

3. 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容			備考			
		型式及び処理方式	施設名称	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月		更新、廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月
焼却・熱回収施設	大阪広域圏施設組合	スターカ式全連続式	鶴岡工場	有	600t/日	平成2年4月	令和4年度竣工予定	未定	570t/日		
	"	"	西淀工場	有	600t/日	平成7年4月					
	"	"	八尾工場	有	600t/日	平成7年4月					
	"	"	駒洲工場	有	900t/日	平成13年4月					
	"	"	平野工場	有	900t/日	平成15年4月					
	"	"	東淀工場	有	400t/日	平成22年4月					
	"	"	住之江工場	有	600t/日	昭和63年8月	平成28年3月休止	老朽化のため	スターカ式全連続式	令和4年度竣工予定	400t/日
	"	守口市	"	守口市クリーンセンター第4号炉ごみ焼却施設	有	142t/日	昭和63年3月	令和2年3月廃止予定	老朽化のため		
	リサイクル推進施設	大阪広域圏施設組合	高速回転式破砕機 低速回転式破砕機	舞洲工場破砕設備	有	回転式120t/5h 低速回転式50t/5h	平成13年4月				
		八尾市	せん断破砕式 衝撃回転破砕式 機械選別及び手選別併用 圧縮・梱包	八尾市立リサイクルセンター	有	破砕施設 32t/日 選別ごみ選別施設 14t/日 資源回収プラスチック仕分け施設 10t/日 ペーパーリサイクル施設 2t/日	平成21年3月				
松原市		選別・圧縮・梱包	松原市廃プラスチック処理施設	有	49t/日	平成21年度	平成31年3月廃止	外部委託による			
守口市		簡易・別所併用回転式 磁選機、トロンメル、 アルミ選別機	守口市クリーンセンター 相次ごみ処理施設/資源化施設	有	相次ごみ処理施設75t/5h 資源化施設30t/5h	昭和67年5月 昭和63年3月	平成31年3月廃止	老朽化のため			
大阪市		保管	舞洲容器包装プラスチック中継施設	無	88m ³	平成13年10月					
"		"	住之江容器包装プラスチック中継施設	無	190m ³	平成13年10月	平成30年4月休止	住之江工場更新のため			
"		"	鶴見容器包装プラスチック中継施設	有	288m ³	平成15年4月					
"		"	西淀容器包装プラスチック中継施設	有	288m ³	平成15年4月					
"		"	平野容器包装プラスチック中継施設	有	432m ³	平成17年4月					
"		"	東淀容器包装プラスチック中継施設	有	244m ³	平成22年4月					
ストックヤード	"	"	東北方面資源ごみ中継地	有	132m ³	平成22年4月					
	"	"	鶴見資源ごみ中継地	有	88m ³	平成7年					
	"	"	西北方面資源ごみ中継地	有	72m ³	平成6年					
	"	"	西南方面資源ごみ中継地	有	102m ³	平成6年					
	"	"	東南方面資源ごみ中継地	有	170m ³	平成6年					
	八尾市	選別物保管	八尾市立リサイクルセンター	有	624m ³	平成21年3月					
	松原市	選別・保管	松原市分別(資源化)センター	無	一般廃棄物保管積替場 990.69m ³	平成5年度					
	守口市	選別・保管	守口市クリーンセンター ストックヤード	有	2,400m ³	平成20年3月 埋立開始 昭和60年7月					
	大阪広域圏施設組合	埋立	北港処分地南地区	有	埋立面積 731,000m ² 埋立容量 11,690,000m ³	昭和60年7月					
	八尾市	埋立	八尾市一般廃棄物最終処分場	有	埋立面積 12,300m ² 埋立容量 70,000m ³	平成8年3月					

(人口:万人)

(万トン)

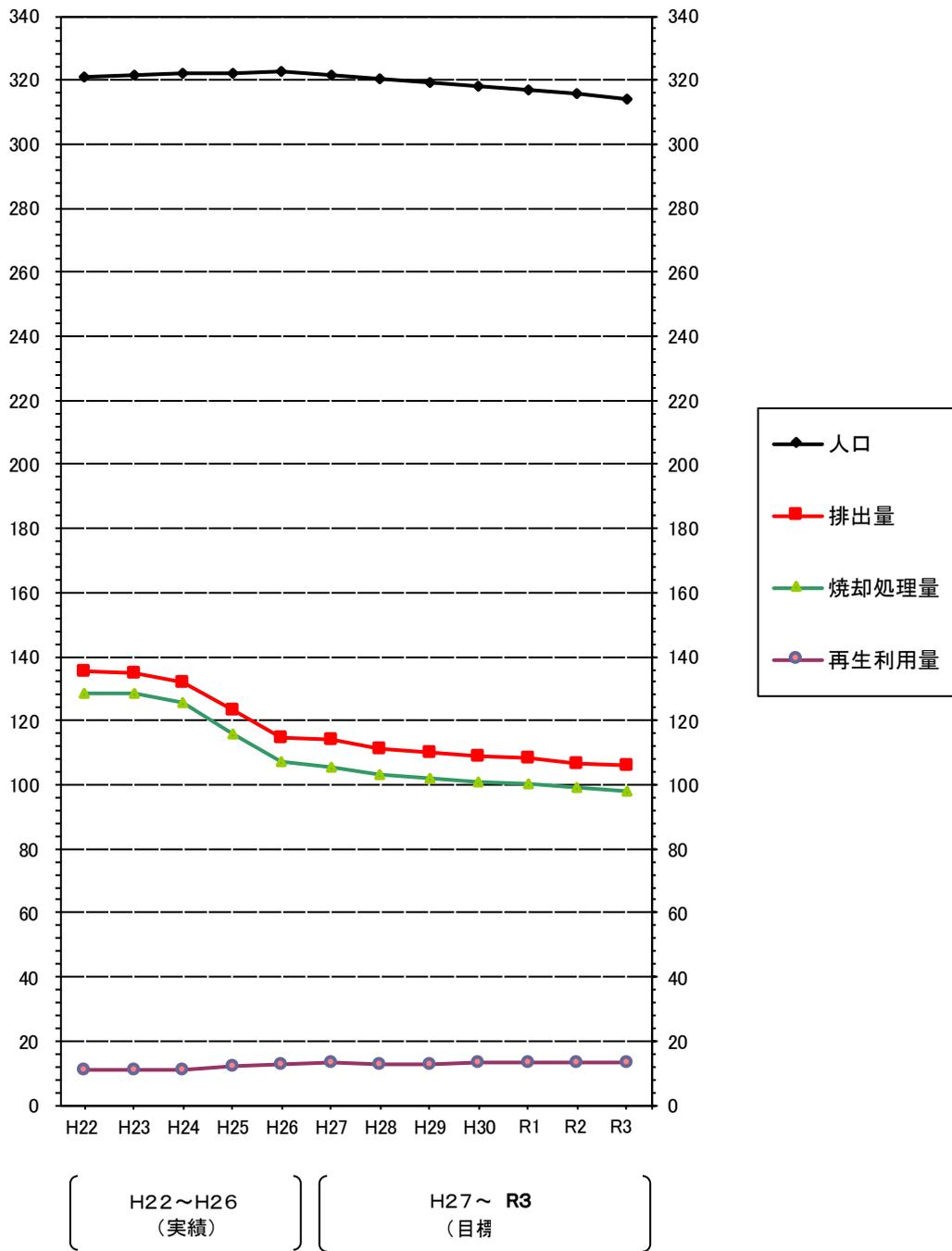


図3 (参考)現状と目標のトレンドグラフ

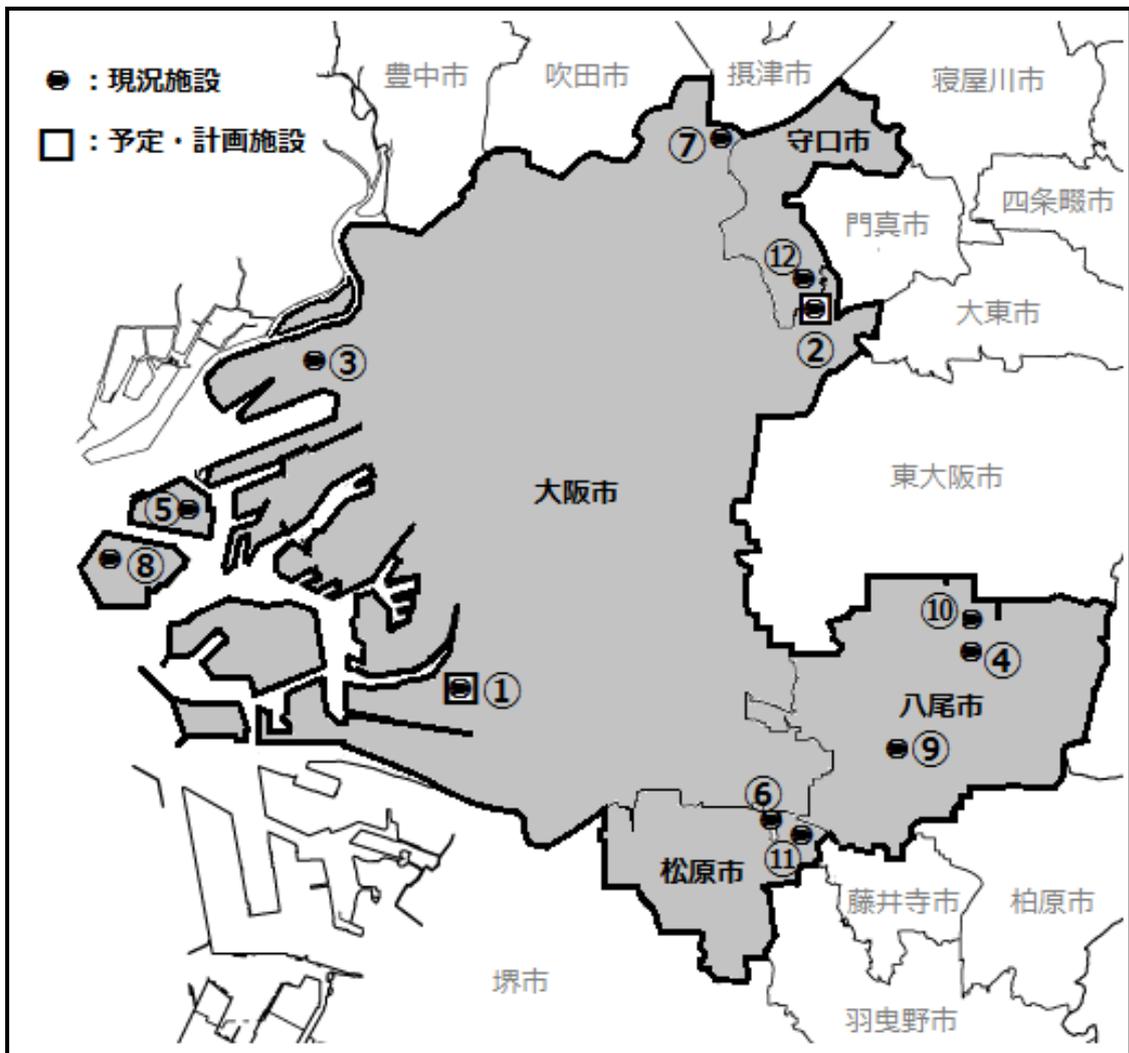


図4 大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市及び環境施設組合の処理施設の状況

番号	名称	所在地	規模	竣工
①	大阪広域環境施設組合 住之江工場	大阪市住之江区北加賀屋4-1-26	焼却処理：600t/日	昭和63年度
②	大阪広域環境施設組合 鶴見工場	大阪市鶴見区焼野2-11-5	焼却処理：600t/日	平成元年度
③	大阪広域環境施設組合 西淀工場	大阪市西淀川区大和田2-5-68	焼却処理：600t/日	平成6年度
④	大阪広域環境施設組合 八尾工場	八尾市上尾町7-1	焼却処理：600t/日	平成6年度
⑤	大阪広域環境施設組合 舞洲工場	大阪市此花区北港白津1-2-48	焼却処理：900t/日 粗大ごみ破碎（回転式）：120t/5h //（低速回転せん断式）：50t/5h	平成13年度
⑥	大阪広域環境施設組合 平野工場	大阪市平野区瓜破南1-3-14	焼却処理：900t/日	平成14年度
⑦	大阪広域環境施設組合 東淀工場	大阪市東淀川区南江口3-16-6	焼却処理：400t/日	平成21年度
⑧	大阪広域環境施設組合 北港処分地南地区（舞洲第1区）	大阪市此花区舞洲1丁目地先	面積：73.1万㎡、埋立容量：1,169万㎡	昭和60年度
⑨	八尾市立リサイクルセンター	八尾市曙町2-11	粗大ごみ破碎施設：32t/日 資源ごみ選別施設：14t/日 容器包装プラスチック圧縮梱包施設：10t/日 ペットボトル圧縮梱包施設：2t/日	平成20年度
⑩	八尾市一般廃棄物最終処分場	八尾市上尾町9-36	面積：12,300㎡、埋立容量：7万㎡	平成7年度
⑪	松原市分別（資源化）センター	松原市別所9-1-6	一般廃棄物保管積替場：990.69㎡	平成5年度
⑫	守口市クリーンセンター	守口市寺方錦通4-9-12	焼却処理：142t/日 ストックヤード：2,400㎡	昭和62年度 平成19年度

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成28～令和2年度）

事業種別 事業名称	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模 単位	事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考				
				開始	終了	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度					
																	400 ㎡/日			
○エネルギイ回収型廃棄物処理施設に関する事業																				
住之江工場更新事業	1	大阪広域環境施設組合	400 ㎡/日	平成 30年度	(令和 4年度)	3,907,975		15,687	238,560	3,653,728	2,745,609	5,395	166,385	2,573,829	2,745,609	5,395	166,385	2,573,829	各種事業費:2,149,567千円 (工開:1428~(R4))	
○施設整備に関する計画支援に関する事業																				
住之江工場																				
住之江工場更新事業(事業番号1)に係る 建築基本計画策定事業	31	大阪広域環境施設組合		平成 28年度	平成 28年度	23,760	23,760				23,760				23,760					
住之江工場更新事業(事業番号1)に係る 事業者選定アドバイザー事業	32			平成 28年度	平成 30年度	46,129	2,624	12,507	30,998			46,129				2,624				
住之江工場更新事業(事業番号1)に係る 生活環境影響調査事業	33			平成 28年度	平成 29年度	6,362	394	4,282	1,686											
住之江工場更新事業(事業番号1)に係る DX推進等助成事業	34			平成 28年度	平成 29年度	99,684	50,434	49,250				99,684				50,434				
住之江工場更新事業(事業番号1)に係る 工場汚染状況調査事業	35			令和 2年度	令和 2年度	14,445						14,445				14,445				14,445
額原工場																				
額原工場更新事業に係る 施設整備推進基本計画策定事業	36	大阪広域環境施設組合		令和 2年度	令和 2年度	4,851	4,851				4,851				4,851				4,851	
額原工場更新事業に係る PFI導入可能性調査事業	37			令和 2年度	令和 2年度	770					770				770					
額原工場更新事業に係る 生活環境影響調査事業	38			令和 2年度	令和 3年度	71,261						71,261				71,261				71,261
合計						4,184,526	83,004	66,233	48,371	238,560	3,011,461	79,043	61,951	36,393	166,385	2,667,689			計画支援全体事業費:221,564千円 (工開:R2~(R3))	

※1 事業番号については、計画本文(3)表3に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致すること。また、様式3に示す施設のうち開運するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する事業番号と一致すること。また、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

注1) 交付対象事業 住之江工場更新事業の交付率1/2の事業費については、令和3～4年度に記載する。

注2) 大阪広域環境施設組合の構成市は、大阪市、八尾市、松原市、守口市である。

大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市及び環境施設組合の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		事業計画				備考			
					開始	終了	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		令和2年度		
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	有料化導入の検討	<p>大阪市：今後のごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種施策の効果検証とともに、生活系ごみ収集の有料化やごみ処理手数料の見直し等経済的手法を用いた減量施策の導入について検討する。</p> <p>八尾市：粗大ごみについては有料化を実施している。家庭ごみの有料制の導入についての答申をふまえ、現行の指定廃棄物の見直しなどを行ったうえで、その効果を算極め、減量施策を推進していく必要がある。</p> <p>松原市：事業系の一般廃棄物について有料指定廃棄物を導入している。今後は生活系のごみについても、松原市廃棄物減量等推進審議会に別添された上、有料化の導入について検討する。</p> <p>守口市：生活系ごみの発生抑制にごみ処理費用負担の公平化を目的に、平成18年12月1日より、粗大ごみの有料化を実施している。</p>	大阪市				検討						
				八尾市					実施(粗大ごみ)					
				松原市	H28	R2			検討					
				守口市					実施(粗大ごみ)					
				大阪市					実施					
				八尾市					実施					
				松原市	H28	R2			実施					
				守口市					実施					
				大阪市					実施					
				八尾市					実施					
				13	普及啓発の推進	<p>八尾市：町会やごみ減量推進員を通じて、水切り運動や生活ごみの分別の徹底によるごみの減量・再資源化や違法廃棄物の回収者の利用をしないことに対する啓発を実施する。</p> <p>松原市：廃棄物減量推進委員会を設け、ごみの減量・再利用・分別及び適正な排出等の講習等を実施する。</p> <p>守口市：広報誌、ホームページ、携帯アプリ等にて分別排出に係る情報や減量化方法を提供し、また、「ごみの排出の手引き(保存版)」及び「事業所ごみ減量の手引き」の配布を行う。</p>	大阪市							
14	生ごみ減量の推進	<p>大阪市：生ごみの発生・排出抑制の取り組みを実施する。また、食品廃棄物を多量に排出する事業者に対し啓発・指導を実施することにより、発生抑制とリサイクル率への誘導に努める。</p> <p>八尾市：生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器(コンポスト)等の購入に係る助成金制度を実施する。</p> <p>松原市：生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器(コンポスト)等の購入に係る助成金制度を実施する。</p> <p>守口市：家庭や事業所における水切りネットの使用促進。また、広報誌やホームページを通して食品ロスの削減について啓発・周知を行う。</p>	大阪市											
15	市民・事業者・行政の連携による取組の推進	<p>大阪市：レジ袋削減やマイバッグ運動を市民・事業者・行政の連携で推進する。</p> <p>守口市：レジ袋削減やマイバッグ運動を市民・事業者・行政の連携で推進する。</p>	大阪市 守口市											

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画				備考	
					開始	終了		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		令和2年度
発生抑制、再使用の推進に関するもの	16	再使用の推進	<p>大阪市：ごみゼロリーダーと連携したガレージセール開催や、環境事業センターによるマニフェット等の回収及び展示・提供により市民のリユース行動を促進する。</p> <p>八尾市：リユースを促進する取り組みとして、八尾市立リサイクルセンター・学習プラザ「めぐる」において、「ゆずります/ゆずってください」コーナーを開設し、再使用を推進する。</p> <p>松原市：家庭で不要となった物品の有効活用を図るため、市使前ロービーに「不用品情報板」を設置し、再使用を促進する。</p> <p>守口市：使い捨て製品の使用を抑制し替え製品を積極的に購入するよう呼びかける。</p> <p>大阪市：資源集回収活動の活性化を図るため、古紙回収量に応じた奨励金等により支援を行うとともに、コミュニティ回収の拡大により、古紙等のリサイクルをさらに推進する。また、分別排出ルールを守っていないごみ袋は収集せず、残置した上で適正な分別排出を求める啓発・指導を行うことにより分別排出の徹底を図る。</p>	大阪市	H28	R2		実施					
				八尾市				実施					
				松原市			実施						
発生抑制、再使用の推進に関するもの	17	生活系ごみ減量の推進	<p>八尾市：ごみの発生抑制、再使用及び資源の再生利用を図るため、有価物の集団回収による資源化可能な紙類等の再資源化を推進する。また、指定袋等の分別収集によるごみの減量化・再資源化を推進する。</p> <p>松原市：資源ごみの分別収集を実施し減量に取り組んでいる。また、再生資源の集団回収活動を促進するとともに、再生資源集回収報酬金制度を継続していく。不燃物・粗大ごみの電送申込制の検討や松原市廃棄物減量等推進委員会に別途添った上、一般ごみの可燃物の導入の検討をする。また、小型家電の分別収集や燃点回収などによる資源化の促進を検討する。</p> <p>守口市：プラスチック製容器包装の各戸収集及び使用済小型家電、蛍光灯・乾電池の拠点回収を実施し、分別の徹底を図る。</p>	大阪市	H28	R2		実施					
				八尾市				実施					
				松原市			実施						
発生抑制、再使用の推進に関するもの	18	事業系ごみ減量の推進	<p>大阪市：市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建築物の所有者や管理者に対し「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の提出を義務付けるとともに、立入検査の実施や講習会の開催等を行う。また、搬入物検査において、搬入不備物が発見された場合、収集業者に対し排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じて排出した事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行うとともに、資源化可能物については、リサイクルルートへの誘導に努める。</p> <p>八尾市：事業系一般廃棄物(可燃(燃やす)ごみ)の減量に向けて、展開検査による減量と適正処理を推進する。また、搬入不備物が発見された場合、収集業者に排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じて排出した事業者に対しては、個別に適正処理方法の啓発と指導を行う。</p> <p>松原市：事業系ごみの減量推進を図るため、多量排出事業者への指導を実施するとともに、一般廃棄物減量計画届出書の提出を求める。また、多量排出事業者への訪問を実施し、リサイクルルートへの誘導等を行う。</p>	大阪市	H28	R2		実施					
				八尾市				実施					
				松原市			実施						
処理施設の整備に関するもの	19	焼却工場搬入ごみの適正化	<p>大阪市：事業系ごみの展開検査を行い、搬入ごみの適正化に努める。</p> <p>八尾市：事業系ごみの展開検査を行い、搬入ごみの適正化に努める。</p> <p>守口市：事業系ごみの展開検査を行い、搬入ごみの適正化に努める。</p>	大阪市	H28	R2		実施					
				八尾市				実施					
				守口市			実施						
処理施設の整備に関するもの	1	住之江工場更新事業(エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備)	<p>大阪広域環境施設組合において稼働している住之江工場が老朽化しており、住之江工場更新事業(エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備)を行う。</p>	大阪広域環境施設組合	H30	(R4)	○				住之江工場更新事業 (H30～R4)		
処理施設の整備に関するもの	31	住之江工場更新事業に係る建築基本計画策定事業	<p>住之江工場更新事業に係る建築基本計画策定事業</p>	大阪広域環境施設組合	H28	H28	○				建築基本計画策定事業		

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画			備考		
					開始	終了		平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度	令和2年度
施設整備に係る計画支援に関するもの	32	住之江工場更新事業に係る事業者選定アドバイザー事業	住之江工場更新事業に係る事業者選定アドバイザー業務(事業番号1の計画支援)を行う。	大阪広域環境施設組合	H28	H30	○	事業者選定支援事業					
	33	住之江工場更新事業に係る生活環境影響調査事業	住之江工場更新事業に係る生活環境影響調査業務(事業番号1の計画支援)を行う。		H28	H29		生活環境影響調査事業					
	34	住之江工場更新事業に係るDXN類等測定事業	住之江工場更新事業に係るDXN類等測定業務(事業番号1の計画支援)を行う。		H28	H29		DXN類等測定事業					
	35	住之江工場更新事業に係る土壌調査事業	住之江工場更新事業に係る土壌調査業務(事業番号1の計画支援)を行う。		R2	R2		土壌汚染状況調査事業					
	36	鶴見工場更新事業に係る施設整備建築基本計画策定事業	鶴見工場更新事業に係る施設整備建築基本計画策定業務を行う。		R2	R2		施設整備建築基本計画策定事業					
	37	鶴見工場更新事業に係るPFI導入可能性調査事業	鶴見工場更新事業に係るPFI導入可能性調査業務を行う。		R2	R2		PFI導入可能性調査事業					
	38	鶴見工場更新事業に係る生活環境影響調査事業	鶴見工場更新事業に係る生活環境影響調査業務を行う。		R2	(R3)		生活環境影響調査事業					
	41	災害時のごみ処理対策	構成都市・環境施設組合: 地域防災計画に基づき対応策等について検討する。 大阪市: 平成29年3月に「大阪市災害廃棄物処理基本計画[第1版]」を策定した。 八尾市: 令和2年3月を目的に「八尾市災害廃棄物処理計画」を策定中。 松原市: 令和2年3月を目的に「松原市災害廃棄物処理計画」を策定中。 守口市: 平成30年3月に「守口市災害廃棄物処理計画」を策定した。		大阪市、八尾市、松原市、守口市、大阪広域環境施設組合	H28		R2	検討	策定済		策定中	策定中
その他	42	廃棄物・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発	大阪市: 家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法が定める廃棄物及び使用済み小型家電について、適切な回収、再商品化がなされるよう、市民に対し、啓発を行うとともにリサイクルルートへの適切な誘導を行う。 八尾市: 家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づき適正な処分を行い、市民への処分方法については、市ホームページや「ごみの分け方・出し方ハンドブック」等を活用し、広く周知を行う。 松原市: 家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づき適正な処分及び、市民に対して処分方法について周知を徹底する。 守口市: 家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法対象品目の適切な処分方法について、「ごみの排出手引き(廃存版)」やホームページなどに掲載し、周知を徹底する。	大阪市	H28	R2	実施	実施	実施	実施	実施		
	43	不法投棄防止対策	大阪市: 不法投棄防止看板の設置、地元市民への協力依頼等、不法投棄されにくい環境づくりに努めるとともに、土地管理者の管理義務を履行するよう指導することにより、不法投棄防止を図る。 八尾市: 監視カメラや啓発看板の設置、ハトロールの運用により、不法投棄の抑制に努める。 松原市: 監視カメラの設置や見回りハトロールを実施し不法投棄の抑制に努める。 守口市: 町内会等と一体となった啓発活動により、看板等の設置に努めるとともに、警察との連携を図り、不法投棄の削減に取り組む。	大阪市、八尾市、松原市、守口市	H28	R2	実施	実施	実施	実施	実施		

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)第3、3(4)第4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。
 ※2 住之江工場更新事業については、平成30～令和4年度工事実施。(令和4年度完成予定)
 ※3 守口市の加入は令和元年10月であるが、事業計画の開始年度は他構成都市と同様平成28年度とする。

施設概要（エネルギー回収型廃棄物処理施設系）

都道府県名 大阪府

(1) 事業主体名	大阪広域環境施設組合
(2) 施設名称	住之江工場
(3) 工期	平成30年度 ～ 令和2年度 （平成30年度～令和4年度 工事実施期間）
(4) 施設規模	処理能力 400t/日 （ 200t/日 × 2炉）
(5) 形式及び処理方式	
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> 有（発電効率 23.0 %） ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> 有（熱利用率 %） ・ 無
(7) 地域計画の役割	安定した処理体制の維持
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	KWh/ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 事業計画額	3,907,975千円 全体21,263,201千円（H30～R4）
------------	---

計画支援概要

都道府県名 大阪府

(1) 事業主体名	大阪広域環境施設組合				
(2) 事業目的	住之江工場更新事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備）に係る計画支援事業				
(3) 事業名称	住之江工場更新事業に係る建築基本計画策定事業	住之江工場更新事業に係る事業者選定アドバイザー事業	住之江工場更新事業に係る生活環境影響調査事業	住之江工場更新事業に係るDXN類等測定事業	住之江工場更新事業に係る土壌汚染状況調査事業
(4) 事業期間	平成28年度	平成28年度～30年度	平成28年度～29年度	平成28年度～29年度	令和2年度
(5) 事業概要	住之江工場更新事業に係る建築基本計画策定業務	実施方針・要求水準書等の作成及び事業者選定支援業務	事業の実施に伴う周辺環境に及ぼす影響を把握するための調査・測定業務	解体工事の前に行うDXN類等測定業務（労働安全衛生規則第592条の2 第2項等により実施する）	事業の実施に伴う土壌汚染状況調査業務
(6) 事業計画額	196,366千円		全体196,366千円（H28～R2）		
	27,327千円	52,491千円	99,684千円	2,419千円	14,445千円

計画支援概要

都道府県名 大阪府

(1) 事業主体名	大阪広域環境施設組合		
(2) 事業目的	鶴見工場更新事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備）に係る計画支援事業		
(3) 事業名称	鶴見工場更新事業に係る 施設整備建築基本計画 策定事業	鶴見工場更新事業に係る PF導入可能性調査事業	鶴見工場更新事業に係る 生活環境影響調査事業
(4) 事業期間	令和2年度	令和2年度	令和2年度（～3年度）
(5) 事業概要	鶴見工場更新事業に係る 施設整備建築基本計画 策定業務	PF導入可能性調査業務	事業の実施に伴う周辺環境 に及ぼす影響を把握する ための調査・測定業務

(6) 事業計画額	80,185千円 全体221,564千円（R2～R4）		
	5,621千円	3,303千円	71,261千円 （R3：40,100千円） （総事業費：111,361千円）